

【訴訟の概要】

第1 裁判所、当事者および事件名

1 裁判所 東京地方裁判所

2 当事者

原告 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵便株式会社

代表者代表取締役 千田哲也

被告 東京都中央区銀座二丁目16番10号 ヤマト運輸株式会社

代表者代表取締役 長尾 裕

3 事件名 損害賠償等請求事件

第2 訴訟上の請求の内容（要旨）

1 被告が2025年2月1日から2026年1月31日までに小型薄物荷物の運送を受託した場合、原告に対して荷受人への運送業務を委託する義務があることの確認請求

2 被告に対する損害賠償金120億円の支払請求

第3 提訴年月日

2024年12月23日

以上